

富岡町に空き家・アパートをお持ちの方と、富岡町への帰還・移住を検討している方へ

帰還・移住者向け 住まいの確保支援制度のご案内

Vol. 1

貸主向け 家賃低廉化補助

借主向け 改修費等補助



家賃の差額を補助します!



とみっぴー

住まいの確保支援のための取組

富岡町は、将来の定住人口の拡大を目指し、様々な補助金等を交付します。
物件（戸建て住宅・アパート）を所有している方または帰還や移住を考えている方は、
活用をご検討ください。

戸建て住宅（空き家）またはアパートの 家賃低廉化補助

補助対象：貸主

最大40,000円

(最大36ヶ月)

補助例

● ケース1

戸建て住宅満額補助の例
本来家賃：10万円/月
補助金：4万円/月(最大36ヶ月)
低廉化後家賃：6万円/月

● ケース2

アパート満額補助の例
本来家賃：7.6万円/月
補助金：4万円/月(最大36ヶ月)
低廉化後家賃：3.6万円/月

● ケース3

アパート一部補助の例
本来家賃：6.8万円/月
補助金：3.2万円/月(最大36ヶ月)
低廉化後家賃：3.6万円/月

- 住宅の場合**8万円未満**、アパートの場合**7.6万円未満**は、本来家賃に応じた補助金額となります。
- 低廉化した家賃は戸建て住宅の場合**4万円/月未満**、アパートの場合**3.6万円/月未満**には設定できません。

【申請受付期間】 令和6年4月1日～令和7年2月28日まで

【補助内容】

自ら所有する居住用物件（戸建住宅、アパート）を本来家賃より低廉化した家賃で帰還・移住者に貸し出した場合、その差額を、最大4万円/月（最大36ヶ月分）補助します。

【注意点】

- ・富岡町が指定する様式で「物件の登録」を行うことに加え、「本来家賃の算定」に関する資料の提出等にご協力いただく必要があります。
- ・物件登録完了後に低廉化した家賃で賃貸借契約を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・本補助金の申請は富岡町が指定する関係書類を添えて令和7年2月末日までに行う必要があります。
- ・年度ごとに申請手続きが必要となります。
- ・借主は、定住の観点から戸建て住宅には当該物件に3年以上、アパートには町内に3年以上の居住を原則とします。



■ 受付・お問合せ先

一般社団法人 とみおかプラス

とみおか暮らし情報館

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央338(旧竹村写真館)

☎ 0240-23-6983 受付時間：10:00～17:00(土・日も営業)

※ご不明な点や申請の詳細は、お問合せください。

戸建て住宅(空き家)の 改修費等補助

補助対象:借主

最大2,500,000円

補助例

「DIY型賃貸借契約」を締結後、借主が貸主の了解の下、戸建て住宅の改修や片付けを実施し、280万円かかった場合、その費用のうち250万円を補助します。(30万円は自己負担)

※DIY型賃貸借契約:貸主が借主による当該住宅の改修等について予め合意の上結ぶ賃貸借契約のこと

【申請受付期間】 令和6年4月1日～令和6年12月27日まで

【補助内容】

戸建て住宅(空き家)の貸主の了解の下、借主が実施する当該住宅の改修・片付けに係る費用のうち30万円を超える経費について最大250万円を補助します。

【注意点】

- ・片付け費用補助と、家賃低廉化補助の交付を受けた者は適用対象外。
- ・補助金の申請に当たっては、**借主・貸主の共同申請が必要になります。**
- ・改修及び片付けは補助金の交付決定後に業者へ委託して実施する必要があります。(借主自身での改修、片付けは対象外)
- ・改修・片付けの実施後、令和7年1月末日までに富岡町が指定する関係書類を添えて実績報告を行う必要があります。
- ・借主は、当該物件に3年以上居住することを原則とします。
- ・貸主は当補助金を活用して改修した住居について10年間は貸家としてご利用いただく必要があります。

※その他、留意事項等ございますのでお問合せください。

借りる方の
改修費用を補助します!



支援制度を利用される方へ

制度につきましては、

物件の登録

補助金の申請

補助金の交付決定

片付け・改修の実施

実績報告

補助金の交付請求

補助金の交付



実際の申請や詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

富岡町 住まい確保

検索

